給与端数処理
簡単まとめ

Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

給与端数処理 簡単まとめ

労働時間の端数処理

1ヶ月の時間外・休日・深夜労働時間合計の端数は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げることが認められています。

日々の労働時間について、労働者に不利になるような端数処理は原則として認められません。賃金は実労働時間に基づいて全額支払うのが原則です。

労働時間の端数処理

- 1時間あたりの賃金額及び割増賃金額に1円未満の端数が生じた場合、1ヶ月間における時間外労働、休日労働、深夜労働の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合は、50円未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げます。
- 1ヶ月の賃金支払額における端数処理は、以下いずれかの方法を選択し、就業規則へ記載する必要があります。
  - 方法1：100円未満の端数が生じた場合、50円未満の端数を切り捨て、50円以上を100円に切り上げて支払う。
  - 方法2：1,000円未満の端数を翌月の賃金支払日に繰り越して支払う。

© MoneyForward, Inc.

給与端数処理 簡単まとめ

主な割増賃金率

- 時間外労働（法定労働時間を超えた場合）
  - 月60時間以下：25%以上
  - 月60時間超：50%以上
  - 深夜労働（原則22時～翌5時）：25%以上
  - 法定休日労働：35%以上

月60時間を超える時間外労働が深夜労働にも該当する場合、割増率は深夜割増(25%以上)＋時間外割増(50%以上)＝計75%以上となります。

遵守すべき基本事項

- 賃金の端数処理を行う場合は、その方法を就業規則に明確に定める必要があります。
- 労働基準法第24条の「賃金全額払いの原則」に基づき、労働者にとって不利になるような一方的な端数処理は認められません。
- 企業は、給与計算方法の透明性を保ち、適切な説明責任を果たすことが求められます。法令は改正されることがあるため、常に最新情報を確認し、適切に対応することが不可欠です。

© MoneyForward, Inc.